

2020年2月26日

一般社団法人日本私立看護系大学協会 役員選挙公示

一般社団法人日本私立看護系大学協会
2020年度選挙管理委員会

一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程にもとづき、次のとおり役員選挙を行います。

役員候補者選出規程は、日本私立看護系大学協会ホームページの「組織の概要」に掲載していますのでご参照ください。

1 選挙人および被選挙人の名簿作成

役員候補者選出規程第3条にもとづき2020年度会員校のうち正会員3名の中から1名を選挙人とし、1名を被選挙人として推薦してください。なお、被選挙人は、選挙人を兼ねることができます。会員校へは選挙人と被選挙人の登録依頼をメールおよび文書で行います。

選挙人・被選挙人の登録は、2020年3月17日（火）から4月14日（火）の間にWeb上で行ってください。その後、選挙管理委員会が選挙人・被選挙人名簿を作成します。

2 任期

理事および監事の任期は、2020年7月10日（金）から2022年度社員総会終了時までです。

3 選挙の実施および方法

(1) 理事候補者の選挙

理事候補者の選挙は、役員候補者選出規程第5条に基づき、大学卒6地区と短期大学全国卒の合計7区分けで同時に行います。7区分けの理事定数は、表1に示す通りです。

(2) 監事候補者の選挙

監事候補者の選挙は、役員候補者選出規程第6条に基づき、全会員校の被選挙人から2名選出します。

(3) 会員校の選挙人への投票用紙の発送

2020年4月23日(木)

(4) 投票期間

2020年4月24日(金)～5月14日(木)(当日消印有効)

(5) 投票用紙返送先

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-6-10 近清堂ビル6階
一般社団法人日本私立看護系大学協会選挙管理委員会

(6) 開票

2020年5月19日(火)

(7) 開票場所

(5)に同じ

(8) 投票方法

- ① 投票は無記名とします。
- ② 理事候補者は、区分けごとに区分け別被選挙人から定数の人数を選出して下さい。
- ③ 監事候補者は、全会員校の被選挙人から2名を選出して下さい。
- ④ 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの(選挙人連絡先宛に送付するもの)を用い、かつ同封の封筒で郵送して下さい。他の用紙等による投票は無効になります。投票用紙に他事記入のあるものは無効となります。

4 当選人の決定

- (1) 理事候補者は、区分け別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (2) 監事候補者は、有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (3) 理事候補者および監事候補者とも同じ投票数の者が定員数以上のときは、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定します。
- (4) 同一人が理事候補者および監事候補者の両方に当選した場合には、理事候補者を優先します。
- (5) 当選人が決定したときは、選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知し、理事および監事候補者としての内諾を得ます。

(6) 当選人が辞退した場合は、次点から順に繰り上げます。

(7) 選出された理事候補者の補欠は、区分けごとに次点者 2 名とします。

(8) 選出された監事候補者の補欠は、次点者 2 名とします。

5 役員候補者選任案の名簿を理事会へ提出

当選した理事候補者、監事候補者、補欠者は、2020 年度第 1 回理事会において、選挙管理委員会委員長が報告するとともに、名簿を提出します。

6 選挙の執行

上記選挙につきましては 2020 年度選挙管理委員会の責任のもとに執り行います。

お問い合わせは、日本私立看護系大学協会選挙管理委員会事務局までメールでお願いいたします。

7 その他

(1) その他疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において決定します。

(2) 役員選挙の投票用紙は、会員校の選挙人名簿作成時に登録されている連絡先に、選挙管理委員会事務局から 4 月 23 日（木）に発送致します。選挙人登録者で投票用紙が 4 月 28 日（火）までに未着の場合は、選挙管理委員会事務局までお知らせ下さい。

問い合わせ先

お問い合わせはメールでお願いします。

日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会事務局

E-Mail : jpncs@jade.dti.ne.jp

TEL : 03-6261-2071

参 考

一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程より

(理事候補者の選出)

第5条 前条に定める大学卒・短期大学卒の理事定数に相当する数の理事候補者を投票により選出する。

2 大学卒の理事定数は、会員校が29校以下の地区は2名、会員校が30校～44校の地区は3名とし、45校以上の地区は4名とする。

3 短期大学卒の理事定数は、1名とする。

(監事候補者の選出)

第6条 監事候補者の選出は、大学卒・短期大学卒にかかわらず、被選挙人の中から投票により2名選出する。

※理事候補者の定数は名簿作成時（4月）の会員校の数によって確定します。

<表1>理事選出区分けと理事定数

2020年2月現在

	区分け	会員校数	理事定数
1	北海道・東北	17	2
2	関東（東京以外）	45	3
3	東京・甲信越	28	2
4	中部	25	2
5	近畿	36	3
6	中国・四国・九州・沖縄	31	3
7	短期大学	11	1

スケジュール

